

令和5年4月1日

湘南サニーサイドマリーナ株式会社

港湾の設置及び管理等に関する条例に基づく申請に係る審査基準等について

港湾の設置及び管理等に関する条例（昭和39年8月19日条例第93号）（以下「条例」という。）第18条の規定に基づき葉山港指定管理者に行わせるものとされた利用承認等の事務に係る審査基準、処分基準及び標準処理期間は、次のとおりとする。

1. 審査基準及び処分基準

法令及び条例の定めるによるほか、葉山港の施設の利用承認等に関する事務処理要綱の定めによるものとする。

2. 標準処理期間

条例条項	標準処理期間
港湾施設の利用の承認（第4条第1項）	20日
権利の譲渡の承認（第10条第1項）	20日

処理期間に参入しない日数

1. 利用の事務を行わない日
2. 申請等に不備がある場合に、申請者に照会するために必要とする日数及び申請者が補正するために必要とする日数
3. 申請の途中で、申請者が自ら申請内容を変更するために必要とする日数
4. 審査のために必要な書類、資料等を追加することとなった場合に必要とする日数
5. 処分権者から申請者に承認書が渡るまでに必要とする日数